

令和7年東京第四検察審査会審査事件（申立）第2号

申立書記載罪名 公用文書毀棄、虚偽有印公文書作成・同行使

検察官裁定罪名 公用文書毀棄、虚偽有印公文書作成・同行使

議決年月日 令和7年2月25日

議決書作成年月日 令和7年3月4日

議 決 の 要 旨

審査申立人

大川原化工機株式会社

審査申立人

島 田 順 司

審査申立代理人

高 田 剛

河 村 尚

我 妻 崇 明

以 元 洋 輔

山 城 在 生

坂 井 萌

丸 山 浩 祐

被疑者

■■■■■■■■■■

被疑者

■■■■■■■■■■

不起訴処分をした検察官

東京地方検察庁 検察官検事 唐 澤 英 城

議決書の作成を補助した審査補助員 弁護士 大 場 亮太郎

上記被疑者らに対する被疑事件（東京地検令和6年検第30428号及び同第30429号）につき、令和7年1月8日に上記検察官がした不起訴処分の当否に関

し、当検察審査会は、上記申立人の申立てにより審査を行い、次のとおり議決する。

議 決 の 趣 旨

- 1 被疑者■■■■■に対する本件不起訴処分は、いずれも不当である。
- 2 被疑者■■■■■に対する本件不起訴処分は、いずれも相当である。

議 決 の 理 由

第1 被疑事実の要旨

被疑者■■■■■（以下「被疑者官■■■」という。）及び同■■■■■（以下「被疑者安■■■」という。）は、警視庁公安部外事第一課に勤務して、審査申立人大川原化工機株式会社、同島田順司及びその関係者を被疑者とする外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反被疑事件捜査に従事していたものであるが、共謀の上

- 1 令和2年3月11日頃、東京都千代田区内の警視庁丸の内庁舎において、被疑者安■■■が録取し、供述人である審査申立人島田順司が署名指印した弁解録取書1通を裁断機により裁断し、もって公務所の用に供する文書を毀棄し
- 2 同月25日頃、前記警視庁丸の内庁舎において、行使の目的をもって、真実は故意に前記1記載の弁解録取書を裁断したにもかかわらず、「不要文書用の茶箱に入れていることを失念し」などと、あたかも過失で裁断したかのような虚偽の記載をし、被疑者安■■■名義の被疑者弁解録取状況報告書と題する内容虚偽の有印公文書1通を作成した上、同日頃、同区内の警視庁本部庁舎において、警視庁公安部外事第一課長司法警察員警視に対し、これを内容の真正な公文書として交付し、もって公務員の職務に関し行使の目的で虚偽の有印文書を作成してこれを行使し

たものである。

第2 検察官が認定した事実関係の要旨

本件につき、検察官の認定した事実は概ね次のとおりである。

- (1) 被疑者安■■■は、審査申立会社製の噴霧乾燥器の輸出に関する外為法違反の事実につき、令和2年3月11日、審査申立人島田に対する逮捕状を執行し、弁解録取手続を開始した。巡査部長であったAは、補助者として同

手続に立ち会った。

そこで、被疑者安■は、パソコンで、弁解録取手続に先立って作成してあった審査申立人島田の弁解録取書の内容となる案を白紙に印字した弁解録取書案を審査申立人島田に手渡した。

この弁解録取書案は、審査申立会社代表者らから指示された、非該当で輸出するとの方針に基づき、（外為法上の許可を受けずに）無許可で輸出した旨の記載を含むものであった。

- (2) 審査申立人島田は、この弁解録取書案を見て、審査申立会社代表者らからの指示はなかった、言ったことが書かれていないなどと反発し、被疑者安■と審査申立人島田との間で問答が交わされた。その中で、審査申立人島田は、輸出規制がなされた当時、基本的に許可申請が必要だと思っていたことを自認する発言をし、他方で、ガイダンスが自分の判断基準になっていたことを記載するよう求める発言もしたが、最終的には反論をしなくなった。
- (3) その後、被疑者安■は、パソコンで弁解録取書①を印字すると、審査申立人島田にその内容を閲読させ、審査申立人島田は、これに署名指印した。その後、Aが審査申立人島田の手元から弁解録取書①を回収しようとしたところ、審査申立人島田は、自らが言っていないことが書かれているなどと述べるとともに、確認しないで署名をしてしまった旨などを述べた。これに対し、被疑者安■が、どこが違うのかを尋ねると、審査申立人島田は、審査申立会社代表者らからの指示はなかった旨を述べ、（弁解録取書①は）なかったことにしてくれという趣旨のことを言った。このとき、審査申立人島田は非常に怒った様子で、興奮していた。
- 被疑者安■は、被疑者宮■に報告するために取調室を出て行った。
- (4) 被疑者安■が取調室を出て行くと、審査申立人島田は、突然、目の前に置かれた弁解録取書①を手に取り、破こうとした。Aが、審査申立人島田を制したところ、審査申立人島田は、弁解録取書①から手を離れた。
- (5) 被疑者安■は、数分ほどで取調室に戻ると、作り直す旨を告げ、審査申

立人島田は、弁解録取書①はなかったことにしたい旨を言い、これに対し、被疑者安■は了承する旨を告げ、審査申立人島田の目の前に置かれた弁解録取書①を手にとると、二つ折りにして、これを机の上の茶箱に入れた。審査申立人島田は、これに異議を述べなかった。

審査申立人島田は、内容があっていなければ署名しない旨や新たな弁解録取書にガイダンスに従って非該当とした旨記載することを求め、これに関し、被疑者安■と審査申立人島田との間で再び問答が交わされた。その中で、被疑者安■は、審査申立会社内でガイダンスに従った判断基準が全くないこと、該非について経済産業省に確認していないこと等を指摘し、審査申立人島田は、輸出に際して要件の該非について不安があったことを肯定した。

被疑者安■は、パソコンで弁解録取書②を作成・印字して、審査申立人島田にその内容を確認させ、審査申立人島田はこれに署名指印した。

- (6) 同日より後、当該捜査関係者の巡査部長が集まる会合があり、Aは、その場で、被疑者安■が審査申立人島田の弁解録取書を2通作成したという話をした。翌日以降、会合の参加者を經由して被疑者宮■らに伝えられた。

被疑者宮■は、被疑者安■に、本件弁解録取手続の状況を報告書にするように指示した。

これを受けて、被疑者安■は、その報告書の原案を起案したが、被疑者宮■は、Aに対し、原案を示して意見を聴き、事実経過について、一部Aの指摘を受け入れて修正をした。

その後、被疑者安■は、本件報告書を完成させ、被疑者宮■らの決裁を得た。

第3 議決の理由

1 本件審査に当たっての当検察審査会の基本的な考え方

本件は、審査申立人らが外為法違反等で起訴されたが、検察官が起訴を取り消す異例の展開を辿った中で、弁解録取書及び捜査報告書という犯罪捜査に関わる文書に関して、審査申立人が捜査に携わる警察官による行為を告発した事

案である。告発された2人の警察官とは別の組織である検察庁の検察官が告発事実を不起訴処分にしたことになるが、捜査機関という意味では警察官も検察官も同じである。当検察審査会は、この点も踏まえて検察官の不起訴処分の当否を慎重に検討する必要があると考えた。

2 被疑者安■の被疑事実について

当検察審査会が被疑者安■の被疑事実の要旨第1及び同第2についての本件不起訴処分を不当とする理由は次のとおりである。

(1) はじめに

当検察審査会が被疑者安■の被疑事実の要旨第1及び同第2についての本件不起訴処分を不当とする理由は、次のとおりである。

被疑事実の要旨第1及び同第2いずれにおいても、公務員が作成する文書に関する事案であり、しかも人権に関わる犯罪捜査に従事する警察官が作成する文書に関する本件では、当検察審査会は、本件審査の過程で、作成した文書の正確性が極めて重要であることはもちろんのこと、作成された文書についても公務の円滑な遂行のために適切な保管や廃棄のルールが必要であると確認するに至った。その観点からすると、公用文書毀棄罪、虚偽有印公文書作成・同行使罪について、検察官が、前者につき公務所供用性を認めず、また、後者についても虚偽公文書性を認めない判断には不満が残り、なお捜査を尽くして、故意の認定も含めて不起訴処分の再考を求めることにしたので、被疑者安■は、被疑事実の要旨第1及び同第2について不起訴不当とした。

(2) 被疑事実の要旨第1について

検察官は、毀棄された弁解録取書①が公用文書に当るかどうかについて、公務所供用性が必要であるとして、弁解録取書①の公務所供用性は、弁解録取書②が作成されたことにより失われたと評価する余地がないとはいえず、したがって、これを廃棄した行為が違法であると断ずることは困難であるといわざるを得ないとして、被疑者安■が、弁解録取書①を破棄した行為が公用文書毀棄罪の構成要件に該当すると認めることは、困難である

としている。

その公務所供用性に関して、検察官は、弁解録取書や供述録取書は、原則的に公務所供用性は肯定されるが、「例外的に、当初作成した供述録取書とその使用の目的を同一にし、すなわち、同一の時点における供述人の認識に基づいて供述した内容を事実認定に資する目的で録取されたものであり、かつ、その内容面から新たに作成した供述録取書の方がより公務としての作用を的確に果たし得ると認められる特段の事情が存在することにより、当初作成した供述録取書の公務所供用性が失われたとの評価を否定できない場合には、その廃棄が違法であるとは必ずしもいえないものと解される」として、公用文書毀棄罪の適用範囲を限定的に捉えている。

たしかに、3月以上7年以下の懲役刑という公用文書毀棄罪（刑法258条）の刑の重さからすると、適用を限定する考え方自体を否定することはできない。しかし、このように公用文書毀棄罪の成否の境目を線引きする解釈について裁判例がある訳ではないようであり、その正当性を示すものがあるのか不明である。「否定できない場合」や「必ずしもいえないものと解される」などの表現ぶりからして検察官自身も線引きを断定的に考えているようではないことが伺え、当検察審査会としては、そのような線引きが正しいのかどうか確信が得られなかった。

また、仮に、検察官のそのような線引きを前提としても、弁解録取書①は、弁解録取書②が完成した時点で、公務所供用性がなくなったという判断には疑問が残る。

すなわち、審査申立人島田が、令和2年3月11日の逮捕後の弁解録取手続において、態度を硬化させてAの目の前で既に署名指印した弁解録取書①を破るそぶりをした時点では、これを破っては公用文書毀棄罪を犯すと思ったからこそ、Aが咄嗟に制止したと考えられる。この時点では、公務所供用性があったはずの弁解録取書①が、その後、弁解録取書②が完成すると直ちに公務所供用性がなくなるとの検察官の考えは、赤かった紙が環境の変化によって突如として白い紙に変化するようなものであり、これを素直に受け入

れることは難しい。

未成分も含めて弁解録取書が2通あったことや弁解録取書①が廃棄されたことが後日発覚した際の周囲や上司などの対応からも、このことは裏付けられる。

つまり、被疑者安■が裁断機で廃棄したことが明らかになって上司の被疑者宮■が、本件弁解録取手続や弁解録取書①の廃棄の事実経過を明らかにするために本件報告書を作成することを指示して、被疑者安■が作成した。これは、1時間半以上かかった弁解録取手続における審査申立人島田の署名指印まである弁解録取書①を、取調官である被疑者安■自身が廃棄したという想定外の事象が発生したこと、なお弁解録取書②があっても、弁解録取書①及びその記載内容が公務所に用いられる可能性があり、弁解録取書①を廃棄したことによって、公務を阻害するおそれがあったことから、当時の捜査関係者間の意識として、弁解録取書①の記載内容の再現も含めた本件報告書を作成したと考えるのが自然である。そのような弁解録取書①の廃棄が、印刷ミスの文書を廃棄することと同じような位置づけで公用文書毀棄罪の公用文書に該当しないとする判断は、当時の捜査関係者の認識と乖離しており、納得できるものではない。仮に、印刷ミスと同列ではないとしても、検察官は、「印刷ミスとなったものなど様々なものが想定される」としているが、具体的にどのような「様々なもの」があるか明らかではない。

さらに、本件は、審査申立人島田が弁解録取書①に署名指印をした後にその内容に納得がいけないことから、被疑者安■が弁解録取書を作成し直すこととして弁解録取書②を完成させたという極めて異例の展開を辿った事案であるが、弁解録取書①の取扱いを含めて、捜査関係の公用文書の取扱いについての統一的なルールがないように思われ、そのルールがないと、再び同種事案が発生したときにどのように対応するのが正しいのか、廃棄しても公用文書毀棄罪は成立しないのかなど、捜査の現場でも混乱が生ずるおそれもあるように思われる。

なお、ここでも、検察官は「弁解録取書①については公務所供用性が失わ

れたと評価する余地がないとは言い切れず、したがって、これを廃棄した行為が違法であると断ずることは困難であると言わざるを得ない」としており、「余地がないとは言い切れず」や「違法であると断ずることは困難」などと二重否定を用いて断定を避けた表現している。これは、検察官が慎重に判断していることの証と思われるが、当検察審査会としては、結局、どこで線引きするのかの曖昧さが残る以上、検察官の判断が正しいと支持するには至らない。

被疑者安■の公用文書毀棄罪の故意については「新しいものを作成すれば、その直前に作成したものは不要になるので、廃棄していいものと考えていた」と供述し、故意を否定している。しかし、被疑事実の要旨第2にある虚偽有印公文書作成罪の成否に関して、本当に「廃棄していいものと考えていた」のであれば、本件報告書に、わざわざ廃棄したことの故意を否定するような「過失により裁断機で裁断してしまった」との記載をする必要もなかったはずである。再度、被疑者安■を取り調べて、廃棄した動機も含めて、公用文書毀棄罪の故意の有無について明らかにする必要がある。

よって、当検察審査会としては、検察官に対して、このような観点から再度捜査を遂げて、不起訴処分を再考することが必要と考え、上記議決の趣旨のとおり議決する。

(3) 被疑事実の要旨第2について

検察官は、虚偽有印公文書作成罪における公文書について「内容虚偽といえるかどうかは、当該文書の果たす役割や、当該公文書に記載された情報の性質を踏まえ決せられるものと考えられる」とし、本件報告書の「役割は、本件弁解録取手続において弁解録取書①と弁解録取書②の2通が作成されたことと弁解録取書①を破棄したことについて、その事実経過が分かるようにする点にあるといえる」として、被疑者安■が行った弁解録取手続やその後の弁解録取書①の破棄について、犯罪の成否を問うために作成されたものではないとする。

たしかに、本件報告書中、審査申立人島田が弁解録取書①に署名指印した

のは確認漏れであるかのような申し入れをしたとの記載については、証拠関係に照らしても虚偽であるとまでは断定できないかもしれない。

しかし、「当該弁解録取書を不要文書用の茶箱に入れていることを失念し」に続く「本職の過失により裁断してしまったものである」については、当検察審査会は、内容虚偽であると考える。

被疑者安■が、弁解録取書①を二つ折りにして、不要文書入れの茶箱に入れた事実は、被疑者安■は、この弁解録取書①を捜査書類としては使用せず、公務所で保管する必要もなく、破棄する意思を持っていたことを示す事実と考えられる。この場合、茶箱をごみ箱と置き換えて考えることもできる。少なくともその時点では被疑者安■に破棄する意思があったのであり、破棄する意思がそれ以降どこかの時点で消えたという証拠はない。仮に裁断機で裁断した時点で、不要文書の中に弁解録取書①が入っていることを忘れていたとしても、「過失により裁断機で裁断してしまったものである」との記載は、本来、破棄してはならないもの、つまり、公務所として保管しなければならない文書をうっかりして破棄してしまったという意味と理解できる表現である。被疑者安■には、既に、弁解録取書①を破棄する意思があった以上、「過失で裁断してしまった」ものとは到底読み込めず、本件報告書の読み手に対し、事実を正しく伝える内容になっていない。

検察官は、「過失で裁断した」の意味は「よく考えないまま」「意識せずに」裁断したと解釈して内容虚偽はないと主張するが、公文書、とりわけ人権に関わる犯罪捜査に従事する警察官が作成する捜査関係の書類においては、用語の意味について解釈を必要としないような表現の正確性が求められ、捜査に携わる人には、それだけの重みを感じて捜査書類を作成してもらう必要がある。被疑者安■は、本件当時、刑事としての捜査経験の長い警部補であった警察官であり、本件報告書の重要性も熟知した上で、本件報告書を作成したはずである。

本件報告書は、弁解録取書①の破棄という想定外の事象に関する「事実経過を明らかにする」のが目的であり、どのような経緯で破棄したのかが最も

正確に記載しなければならない内容である。仮に、被疑者安■に文章作成の表現力が欠けていたとしても、本報告書作成者である被疑者安■の過失によって「過失により裁断機で裁断したものである」と記載したとは考え難く、記載内容が虚偽ではないと評価できるものではない。ましてや、本件報告書は、被疑者安■の犯罪の成否を問うために作成されたものではないとするならば、なおさら故意に対置する過失といった法律用語を使う必要はない。「よく考えないままで」とが「意識せずに」と、もしそれが真実であれば、そのように書けば良かったはずである。また、被疑事実の要旨第1にも関連するが、被疑者安■が、真に、弁解録取書②を作成すれば「その直前に作成したものは不要になるもので、破棄していいものと考えていた」のであれば、本件報告書においても、その旨裁断した理由を記載すれば良いだけの話である。

しかし、そうは書かずに「過失により」と記載したのは、そのように書く理由や必要があったとも考えられる。たとえば、被疑者安■は、後日、弁解録取書②だけでなく、弁解録取書①も存在し、それを裁断機で破棄したことが周囲に発覚して騒ぎになり、上司からその経過を示す本件報告書を作成するように指示されたことから、故意に破棄したと書いたならば自らが公用文書毀棄罪に問われるとの意識が働き、敢えて「過失により」と記載したのではないか、なども考えられる。

なお、控訴審に係属中の国家賠償請求訴訟では、弁解録取書①の破棄が違法かどうか争われた事案ではないものの、同訴訟の第一審判決の判決書では、証人として出廷した被疑者安■の証言を裁判所が直接聞いた上で、関係証拠から「過失によって破棄したとの安■の供述は不自然と言わざるを得ない」と記載されている。こうしてみると、本件報告書に過失により裁断したと書いたことを内容虚偽とする当検察審査会のこの考え方が、独自の考え方であるとして排斥されるべきものではないように思われる。

よって、被疑者安■が作成した本件報告書は、虚偽公文書に当たると考えられ、被疑者安■においても、そのことを知りながら故意に作成したものと

考えられる。

当檢察審査会としてはこのように考えるので、檢察官に対して、以上述べたような観点から、被疑者安■が本件報告書に「過失により」と記載した理由、動機も含めて、再度捜査を遂げて、不起訴処分を再考することが必要と考え、上記議決の趣旨のとおり議決する。

3 被疑者宮■の被疑事実について

当檢察審査会が、被疑者宮■の被疑事実の要旨第1及び同第2について本件不起訴処分を相当とする理由は、次のとおりである。

被疑者宮■については、被疑事実の要旨第1の弁解録取書①の作成や裁断行為の実行行為、同第2の本報告書作成について直接関与していないことから、同人にそれぞれの犯罪成立を認めるためには、被疑者安■との共謀が認められることが必要である。

当檢察審査会は、前記のとおり、被疑者安■には、同第1も同第2も犯罪が成立する余地があると考えるので、被疑者宮■の共謀についても触れておくことにする。

このうち、同第1に関連する弁解録取書①の存在及び破棄については、被疑者宮■は3月11日ではなく、後日、その経過を聞いたと供述しており、裁断機で破棄される前の時点で弁解録取書①の存在について認識していなかった旨述べて共謀を認めていないことなど、捜査における事実解明には不十分なところもあると考えるが、同第2も含めて、他に被疑者宮■の被疑者安■との共謀を認める証拠もないので、被疑者宮■には同第1及び同第2ともに、檢察官がした各不起訴処分を覆すに足りる事由がないので、上記議決の趣旨のとおり議決する。

東京第四檢察審査会

